

東海市公告第171号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり公表する。

令和7年9月25日

東海市長 花田勝重

1 健全化判断比率 (単位 %)

指標名	令和6年度比率	備考	
		早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.69	20.00
連結実質赤字比率	—	16.69	30.00
実質公債費比率	1.6	25.0	35.0
将来負担比率	39.6	350.0	

2 資金不足比率 (単位 %)

特別会計の名称	令和6年度 資金不足比率	備考
		経営健全化基準
東海市水道事業会計	—	20.0
東海市下水道事業会計	—	
東海市加木屋中部土地区画 整理事業特別会計	—	